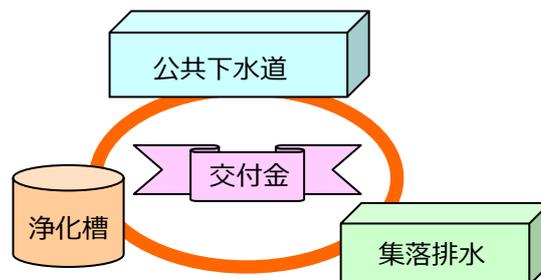


# 「地域再生計画」策定のご提案

## 1. 「地域再生計画」の必要性

地域再生制度が平成 17 年から開始され、平成 28 年度からは、市町村が「**地域再生計画**」を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、**地方創生汚水処理施設整備推進交付金**（以下「交付金」と略す）を受けられることが明確化されました。



この交付金は、汚水処理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）間では柔軟に流用ができるなど、市町村の**自主性**、**裁量性**が高い支援措置となっています。そのため、この交付金を活用することで、各省所管の汚水処理施設の普及促進が**効率的**に図れます。

## 2. 「地域再生計画」認定によるメリット

項目	従来補助金	交付金のメリット
対象事業と期間	汚水処理施設ごとに所管省庁へ単年度ごとの計画を提出する必要あり	地域再生計画に基づき、公共下水道、集落排水事業、浄化槽に係る計画が一括して（例えば5年分）認定され、 <b>年度間の融通が可能</b>
他省施設への充当	他省の施設（集落排水施設、浄化槽）の整備には充当できない	計画の範囲内であれば <b>他省の施設へも充当が可能</b>
事業費変更手続き	国、地方の負担割合が補助率によって決まっているため、補助対象事業費が増減した場合、内示変更等の手続きが必要	計画の範囲内であれば単年度の国、地方の負担割合（従来補助の補助率に相当するもの）が調整可能であり、 <b>事業費の変更に伴う手続きが不要</b>
充当対象施設	補助金を充当できる施設が特定される	交付額及び計画の範囲内であれば、 <b>従来の補助対象範囲外の施設にも充当が可能</b>

## 3. 交付金制度の概要

交付金制度とは、各省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うため、地域再生計画に基づいて交付金を交付し、事業完了後の成果について事後評価を行う制度です。本制度の適用を受けるにあたっての**具体的要件**は以下のとおりです。



① 対象となる市町村

地域再生計画を策定し、汚水処理施設の整備に関する事項を位置付けている市町村。

② 制度の要件

所管を跨った**2種以上の施設**（例えば、公共下水道と浄化槽）を計画期間中（原則5年以内）に実施することにより、汚水処理の普及促進を図るものであること。

③ 対象施設

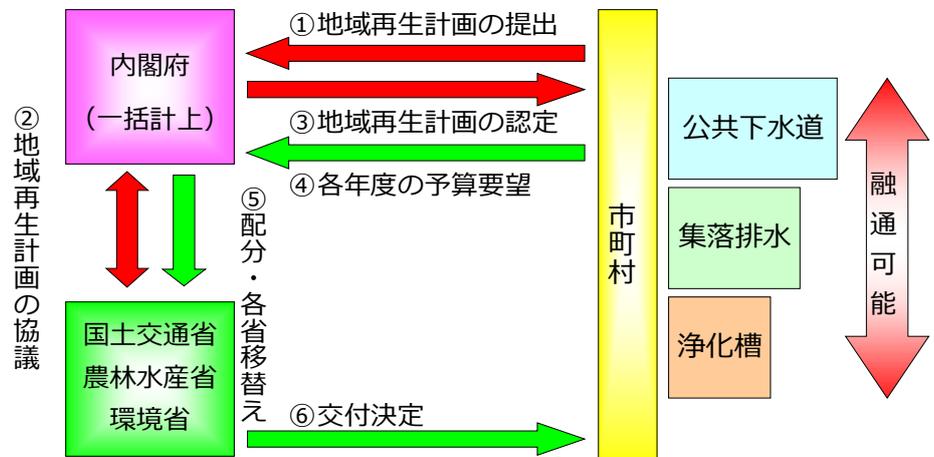
- ・公共下水道【国土交通省】
- ・農業集落排水施設、漁業集落排水施設【農林水産省】
- ・浄化槽【環境省】

④ 交付金の交付

交付金は、地域再生計画を国が認定後、その計画に基づいて年度ごとに交付金を交付。

⑤ 交付限度額の算定

交付限度額は、対象施設ごとに、補助事業における現行の補助率、補助対象範囲の規定に基づいて計算した額の合計。



地方創生汚水処理施設整備推進交付金制度の流れ

## 4. 東京設計事務所がご提案する「地域再生計画」の策定

私たちは、交付金を活用して汚水処理の普及促進が効率的に図れるよう、「地域再生計画」策定の支援はもちろんのこと、認定申請のための申請書作成や県への説明用資料作成など、「**地域再生計画**」の認定までに必要となるすべての作業のお手伝いを致します。

### 主な業務実績

- ◆ 埼玉県比企郡小川町 地域再生計画策定委託（平成17年度）
- ◆ 山梨県西八代郡市川三郷町（旧六郷町） 六郷町特定環境保全公共下水道事業 地域再生計画作成業務（平成17年度）

#### お問い合わせ・資料のご請求

株式会社 東京設計事務所 東京支社

・プランニンググループ 田口英明 TEL 03-3580-2757 [hideaki\\_taguchi@tokyoengicon.co.jp](mailto:hideaki_taguchi@tokyoengicon.co.jp)